印　紙

小規模建築物・設計施工一括用
工事請負等契約書

発注者＿＿と

受注者＿＿は、

＿＿＿＿年＿＿月＿＿日付け設計契約書に定める本件建築物に関し、次の各項の定め並びに添付の設計図書及び約款に基づき、工事及び工事監理業務（以下、これらを総称して「本件業務」という。）を実施することに合意し、以下のとおり工事請負等契約（以下「本契約」という。）を締結する。なお、設計契約書の内容は本契約に継承されるものとし、設計契約書の内容と本契約の内容に相違がある場合は本契約が優先する。

１．工事名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「本工事」という。）

２．工事場所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３．本件建築物の概要

（用途）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（構造）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（規模）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

４．本件業務の実施期間

⑴　施工（工期）

着　手＿＿＿＿年＿＿月＿＿日　　完　成＿＿＿＿年＿＿月＿＿日

引渡日＿＿＿＿年＿＿月＿＿日

⑵　工事監理業務

着　手＿＿＿＿年＿＿月＿＿日　　終　了＿＿＿＿年＿＿月＿＿日

５．本件業務の報酬額と支払の時期

⑴　工事請負代金額

合　計　　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

うち　工事価格　　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

取引に係る消費税及び地方消費税の額　　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

（支払の時期）	（支払額）		
契約時	金＿＿＿＿＿＿＿＿円	うち消費税等	金＿＿＿＿＿＿＿＿円
（　　）	金＿＿＿＿＿＿＿＿円	うち消費税等	金＿＿＿＿＿＿＿＿円
（　　）	金＿＿＿＿＿＿＿＿円	うち消費税等	金＿＿＿＿＿＿＿＿円
引渡時	金＿＿＿＿＿＿＿＿円	うち消費税等	金＿＿＿＿＿＿＿＿円

⑵　工事監理業務報酬額

合計金　　円

うち業務報酬額　金　　円

取引に係る消費税及び地方消費税の額　金　　円

（支払時期）　　（支払額）

（　　）　　金　　円うち消費税等　金　　円

6．工事監理業務の種類、内容及び実施方法

約款第5条記載のとおり。

7．工事監理業務における工事と設計図書との照合方法及び工事監理の実施状況に関する報告の方法

⑴　工事と設計図書との照合の方法

・立会い確認若しくは書類確認又は両者の併用による確認。（設計図書に記載のある場合は、その方法も含む。）

⑵　実施状況に関する報告の方法

・工事監理終了後に工事監理報告書を提出する。

8．工事監理業務に従事することとなる建築士（建築設備士が従事する場合はその者も含む。）

【氏名】

（資格）（　　）建築士　（登録番号）（　　）

【氏名】

（資格）（　　）　（登録番号）（　　）

9．工事監理業務の委託先　（業務を第三者に委託する場合に記載する。）

【委託する業務の概要】

（建築士事務所の名称・所在地）

【委託する業務の概要】

（建築士事務所の名称・所在地）

10．建設工事に係る資材の再資源化等に関する事項

本工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する建設工事に該当する場合は以下のとおりとする。

⑴　解体工事に要する費用　　金　　円（消費税及び地方消費税を除く。）

⑵　再資源化等に要する費用　金　　円（消費税及び地方消費税を除く。）

⑶　分別解体等の方法

⑷　再資源化等をする施設の名称及び所在地

11. 特定住宅建設瑕疵担保責任の履行に関する事項

本工事が住宅の品質確保の促進等に関する法律第2条第2項の「新築住宅」に係る工事の場合（「特定住宅の瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」（平成19年法律第66号）に定める特定住宅建設瑕疵担保責任の対象工事に該当する場合）、受注者が講ずべき瑕疵担保責任の履行を確保するための資力確保措置の内容は、以下のとおりとする。

住宅建設瑕疵担保責任保険に加入する場合

・保険法人の名称 ----------

・保　険　金　額 ----------

・保　険　期　間 ----------

住宅建設瑕疵担保保証金を供託する場合、受注者は、供託所の所在地及び名称、共同請負の場合のそれぞれの建設瑕疵負担割合を記載した書面を発注者に交付し、説明しなければならない。

12. 工事を施工しない日又は時間帯に関する定め（建設業法第19条第1項第4号）

工事を施工しない日---------- 工事を施工しない時間帯----------

13. 建設発生土の搬出先等

⑴ 建設発生土の発生予定の有無　（有・無）

⑵ 上記⑴で、有りの場合

発注者による搬出先指定の有無　（有・無）

① 発注者による建設発生土の搬出先の指定があるときは、設計図書に定めるとおりとする。

② 発注者による建設発生土の搬出先の指定がないときは、受注者が適切な搬出先を選定し、発注者に速やかにその名称及び所在地を報告する。また、搬出先を変更したときも同様とする。

⑶ 発注者は受注者に対し、建設発生土の処理の状況について報告を求めることができる。

⑷ 上記⑵⑶の定めにかかわらず、この工事が「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成3年法律第48号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事※である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。（建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第8条第1項第1号、第5項及び第9項）

※　建設発生土については、体積500㎥以上を搬出する場合に該当

14. その他（特約事項等があればこの欄に記入する）

受注者の建築士事務所登録に関する事項

建築士事務所の名称 ----------

所在地 ----------

区分（一級、二級、木造）　（　　）建築士事務所　（　　）知事登録第 ---------- 号

開設者の氏名　（開設者が法人の場合は「当該開設者の名称及びその代表者の氏名」を記入）

本契約成立の証として本書を２通作成し、発注者及び受注者が署名又は記名、押印のうえ、各１通を保有する。

年　　月　　日

（発注者）

住所又は所在地 ----------

氏名又は名称 ---------- ㊞

（受注者）

住所又は所在地 ----------

氏名又は名称 ---------- ㊞